

安芸森林管理署交渉（全国林野関連労働組合四国地方本部安芸分会）
議 事 要 旨

1 日 時：令和3年8月19日（木） 18：30 ～ 19：30 （60分）

2 場 所：安芸森林管理署会議室

1 出席者：

安芸森林管理署	高木 鉄哉	署長
同	橋本 明	次長
同	岡部 光明	総括事務管理官
		3名

全国林野関連労働組合四国地方本部安芸分会	高岡 英司	執行委員長
同	後藤 和昭	副執行委員長
同	伊藤 勝治	書記長
同	武内 慈明	執行委員
同	新井 一由	執行委員
同	川口 慎弥	執行委員
同	平山 陽大	執行委員
		7名

4 交渉事項

- (1) 労働諸条件の改善等について
- (2) 2021人事院勧告に関する要求書について

5 議事概要

当局) 只今から、全国林野労組四国地方本部安芸分会から申し入れのあった交渉を始めさせていただきます。あらかじめ予備交渉で、交渉時間、交渉項目等を整理しているので、それに基づき進行いただくようお願いする。

組合) 森林官等の単独行動の排除に向けた措置を講じるとした通知に基づき、森林官等の入山時における安全確保に万全を期すること。

また、衛星携帯電話については場所により通信できない機種があり、災害発生時による緊急時の連絡に時間を費やしてしまう恐れがあることから、定時通信等での通信具合及びヒトココの使用具合の確認・把握を行い、通信機器の更新、緊急連絡体制の充実、強化を図ること。

当局) 職員の安全確保については、当署で発生した職員の行方不明事案を踏まえ、今後、同様の事案を二度と発生させない取組として、安全管理体制の強化を図り、再発防止に取り組んでいるところであり、引き続き対策の徹底を図って参りたい。

また、現在配置されている通信機器については、常に使用できるよう点検を行うとともに、機種の変更も含めて必要に応じ更新要望を行い、緊急連絡体制の充実、強化を図って参りたい。

組合) 超過勤務命令の上限規制に係る措置を踏まえるとともに、超過勤務の未請求による不払い等がないよう、事前の超過勤務命令の徹底等を図ること。

当局) 超過勤務については、業務が集中する時期等に職員の健康状態等を含め、事前命令を行い、上限等に関する措置を踏まえ、必要最小限の超過勤務命令となるよう取り組んでいるところである。

今後においても、これまでの超過勤務縮減ための環境整備の取組を推進するとともに、休暇の取得や定時退庁を行いやすい職場環境作りに努めて参りたい。

組合) 育児休暇制度の内容を充実するとともに、取得しやすい職場環境の整備を図ること。なお、制度が改正されたことを職員が理解していないことがあるため、休暇及び手当制度等の通達等を職員が確認しやすいように整備を図ること。

当局) 育児休暇制度については、対象者が取得しやすい職場環境の整備に努めるとともに制度の充実については、上局に対して上申して参りたい。

なお、「育児・介護休業法」が、「出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できる」や「育児休業を分割して取得できる」など改正されたところあり、適切な運用にして参りたい。

組合) 宿舎等施設については、老朽化していることから、定期的な点検を実施すること。

当局) 庁舎・宿舎等の施設については老朽化していることから、倒壊等の危険が生じないためにも定期的な点検を実施していくとともに、緊急度、優先度を勘案して適切に実施する考えである。

組合) 老朽化した車両の計画的更新、車両装備の充実を図ること。

なお、林道では落石等によりタイヤを裂いた場合などパンク修理キットでは対応できない場合があることから、更新車両時にはスペアタイヤが搭載されているか事前に確認すること。

当局) 車両の計画的更新等については、安全性を確保するため、車両の傷み具合、要望等を踏まえ、緊急度、優先度を勘案するとともに、スペアタイヤ搭載についても適切に実施できるよう上局に要望して参りたい。

組合) 心の健康づくりについては、職場におけるストレス要因の軽減・除去及び職場環境の改善など、総合的に取り組むこととし、ストレスチェックや、「心の健康づくりのための指針」等に基づく施策の着実な推進を図ること。

当局) 職場における職員の心の健康づくりについては、「令和3年度安芸森林管理署心の健康づくりのための計画」に基づき、職員の心の健康づくりに係る体制を確立し、職場環境の改善、職場のストレス要因の除去等について、取り組んでいるところである。

今後においても、職員の心の不健康な状態を未然に防止するため、健康管理医、心の健康づくり相談員等と協力・連携して、職場におけるストレス要因の軽減・除去及び職場環境の向上を図って参りたい。

組合) ハラスメントの防止については、一層有効な対策を着実に推進すること。

当局) ハラスメントの防止については、これまでも関係通知の周知、啓発資料の配付、研修の実施等により取り組んできたところである。

令和元年6月に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律において、事業主に対しパワハラ防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられるなど、対策の法制化が行われ、これらの状況を踏まえ、本年4月、公務職場におけるパワハラ防止、救済等の措置を講じるため、人事院規則10-16(パワハラ防止等)の制定等が行われるとともに、これを受けて、農林水産省における「パワハラ防止等に関する措置について」の制定等が行われたところであり、今後も関係通知の周知、啓発資料の配付、研修の実施等を通じてハラスメントのない風通しの良い職場づくりに取り組んでいく考えである。

組合) 地域技術官については、国有林の現場管理機能の確保、また、現場職員の単独行動の排除など職員の安全確保面からも、引き続き、ポストへ配置を行うなど、職員の安全確保の充実を図ること。

また、森林官等現場職員の安全確保対策(森林官等の単独行動の排除)などに対応するため、期間業務職員(週4日、通年)を雇用するなどして、職員の安全確保の充実を図ること。

当局) 職員の安全確保については、当署で発生した職員の行方不明事案を踏まえ、安全管理体制の強化を図り、再発防止に取り組んでいるところであり、引き続き、森林官等の行動予定等の把握、同行者の確認、帰所時の連絡等、具体的対策を徹底するとともに、複数名での行動、通信機器の現場への携行、現場からの連絡体制の確実な確保について、引き続き対策の徹底を図って参りたい。

なお、現場管理機能の確保にあたっては、現在の森林技術員や再任用職員(現場系)、非常勤職員の配置を行いつつ、必要な予算については上局へ要望し、職員の安全確保を図って参りたい。

組合) 現場等への出張も増加しており、無理のない出張命令とするとともに、超過勤務及び旅費予算、各種手当で予算が不足することで、職員の労働条件に影響を与えないよう対応すること。

当局) 旅行命令にあたっては、出張先の目的地、会議等の日程を勘案する中で、公共交通機関を利用した出張とすることや、勤務時間外に及ぶと事前に想定される場合は、前泊・後泊による旅行行程とするなど、無理な旅行計画とならないよう、計画的な旅行命令に努めて参りたい。

また、必要な予算については、予算確保に努めて参りたい。

組合) 令和3年度組織・定員改正にあたり、10月1日に自律的再配置される森林情報管理官(3G)の労働条件や業務内容及び廃止ポストとされている事務管理官(管理担当)の既存業務のあり方等の検討にあたっては、新たな職員負担を生じさせないようにすること。

当局) 新ポスト「森林情報管理官(3G)」の具体的な業務内容としては、無人航空機や衛星測位システム等の新たな技術を活用した国有林の各種情報整理・保管・提供等の業務となっている。

なお、新ポストの措置により削減される事務管理官(3G)の業務については、当面の間は署長の特命として、新ポストの森林情報管理官(3G)へ引き継ぐこととしつつ、担当職員へ過度な負担が生じないようにして参りたい。